

松塩筑木曾老人福祉施設組合通所介護施設

貸与に係る公募型プロポーザル募集要項

令和2年3月1日  
松塩筑木曾老人福祉施設組合

## 《募集の概要》

松塩筑木曾老人福祉施設組合（以下「組合」という。）は、通所介護施設「聖」「ジョイフル岡田」「やまびこ」「やまがた」「そほく」「ひなたぼっこ」（以下「組合通所介護施設」という。）を、特別養護老人ホームに併設して運営して参りましたが、この度、組合介護保険事業を介護老人福祉施設に特化していくこととなり、組合通所介護施設の運営を行わない事としました。

しかしながら、組合通所介護施設は、多くの利用者に親しまれ利用されてきた施設であり、今後とも通所介護施設として地域の福祉の向上に資するものとして存続させるため、施設を貸与することとしました。

つきましては、この主旨を理解し、民間事業経営のノウハウや発想を活かした施設運営を実現する者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定すべく、以下の要項のとおり募集するものです。

### 1 貸与する物件

#### (1) 貸与する期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とします。

ただし、期間満了後に再び貸与されることを妨げるものではありません。

#### (2) 貸与する施設

組合通所介護施設に係る建物を貸与します。また、付随する駐車場などは特別養護老人ホームと共用して使用することとなります。

施設名	併設施設	定員	所在地
聖	サンライフおみ	25	東筑摩郡麻績村麻 2117 番地 1
ジョイフル岡田	岡田の里	25	松本市大字岡田下岡田 677 番地 1
やまびこ	やまびこの里	28	松本市大字今井 4820 番地 1
やまがた	ピアやまがた	25	東筑摩郡山形村 4699 番地 1
そほく	サニーヒルきそ	25	木曾郡木祖村大字藪原 842 番地 2
ひなたぼっこ	なんてんの里	30	木曾郡木曾町三岳 10039 番地

### 2 用途の制限

#### (1) 用途の内容

公募により選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、貸与物件において、自ら介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の第7項に基づく通所介護事業、又は、同条第14項の規定に基づく地域密着型サービスについて自らその指定受けて行うものとし、それ以外の事業を行うことはできません。

#### (2) 再委託の禁止

選定業者は、本事業を第三者に委託することを禁止します。ただし給食調理等、通所介護事業に付随する業務は委託することができます。

### (3) 施設の名称

当組合が標榜してきた名称の継続使用はできません。

## 3 事業に係る経費負担及び収益

選定事業者が実施する事業に必要な経費並びに事業から生じる利益は、すべて選定事業者のものとしします。

なお、経費負担のうち、次に示す費用については、使用状況に応じて組合が年度毎に定める基準により、組合に対して支払うものとしします。

ただし、選定事業者が別途契約などを行い費用負担する場合は除外するものとしします。

- |                     |
|---------------------|
| (1) 光熱水費            |
| (2) ごみ収集費用          |
| (3) 消防設備保守点検料       |
| (4) 自家用電気工作物保守点検委託料 |
| (5) ボイラー保守点検料       |
| (6) 建物等の火災保険など保険料   |
| (7) その他業務に必要な使用料等   |

## 4 修繕及び改修と原状回復

### (1) 修繕にかかる費用負担

ア 貸与物件の軽微な修繕は、選定事業者の責任において修繕を行ってまいります。

イ 上記によらず、施設の大規模改修時の屋根などの補修、共用部分の保守管理について要する費用は、その都度協議して決定するものとしします。

### (2) 改修と原状回復

ア 選定事業者は、組合の承認を得て貸与物件を改修することができます。その際の改修費用については、選定事業者の負担としします。

イ 選定事業者は、貸与期間の満了時に、組合が必要と認めて指示するものに関し、これを原状回復するものとしします。

## 5 契約解除の特約

(1) 組合は、民法に定める解除権のほか、次のいずれかの場合に契約を解除することができることとしします。

ア 期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないと認められると

き。

イ 選定事業者が、通所介護事業の実施者としてふさわしくないと判断したとき。

ウ 選定事業者が、後述するプロポーザルの参加資格を喪失したとき。

(2) 上記の解約により、組合が被害を被った場合には選定事業者に対し、被った損害賠償請求できるものとします。

## 6 プロポーザルの実施

### (1) プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加することができる者の資格は、次のいずれにも該当する者で、この要項に定める参加申込の審査を経てプロポーザルの参加を認められた者です。

ア 法人格を有する団体で、後述するプレゼンテーションの期日に存在している者

イ 通所介護事業に必要な資格、許可、認可等を受けている者

ウ 次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない者

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

(イ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

(ウ) 暴力団員であると認められる者

(エ) 暴力団若しくは暴力団に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(カ) 当該法人の役員（その支店又は営業所の代表者を含む。（キ）において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

(キ) 当該法人の役員のうち(ウ)から(オ)までのいずれかに該当する者がある者

(ク) 所在地において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、一般競争入札に参加させないとする期間が

満了していない者

## (2) プロポーザルの参加申込と参加承認通知

### ア 申込期間

令和2年3月18日（水）から令和2年4月27日（月）まで（土日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

### イ 受付場所

組合事務局 塩尻市大字広丘郷原1683番地1（特別養護老人ホーム桔梗荘2階）

### ウ 申込方法

公募型プロポーザル参加申込書（別添 様式第1号）と以下の関係書類を上記受付場所まで持参してください。

(ア) 現在事項全部証明書

(イ) 定款の写し

(ウ) 法人税の納税証明書（社会福祉法人等で課税対象でない者は不要）

(エ) 直近3事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類

(オ) 現事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

### エ 参加承認通知

プロポーザル参加に係る資格審査を経て、参加承認または不承認の通知をします。

通知日：令和2年5月20日（水） 文書にて通知します。

※プレゼンテーションの詳細（時間等）は、参加承認の通知に併せて通知します。

## (3) 公募説明会、現地確認および質問回答

### ア 公募説明会

日 時：令和2年4月23日（木）10時00分～

場 所：塩尻市保健福祉センター2F 第1研修室・第2研修室

所在地：塩尻市大門六番町4番6号

※申込不要です。

### イ 現地確認

現地の確認のための立入りは随時対応します。事前に日時の連絡をすることにより、現地に担当者が立ち会います。

### ウ 質問及び回答

質問受付期間 令和2年3月18日（水）～令和2年4月20日（月）  
別紙様式により、電子メール又はFAXしてください。（電話不可）

回答は適宜、組合ホームページにて回答します。

最終回答期日：令和2年4月27日（月）

#### (4) プレゼンテーションの実施

プロポーザルによる選定にあたり、プレゼンテーションを実施します。

##### ア 提出資料（事業提案資料）

(ア) 事業運営計画書（別添様式第2号）

(イ) 貸与期間の収支計画書（別添様式第3号）

##### イ 事前資料の提出

令和2年4月27日（月）午後5時00分までに原本1部とその写し4部の計5部を組合事務局に提出してください。

##### ウ 日時・場所

日 時：令和2年6月2日（木）

場 所：塩尻市保健福祉センター2F 第1研修室・第2研修室

所在地：塩尻市大門六番町4番6号

※予定であり、詳細な日時等は参加承認通知に併せて通知します。

##### エ 審査項目及び審査方針

審査は、事業運営計画書等の内容及びそのプレゼンテーションによる内容を基に次に掲げる審議項目に基づき総合的に評価します。

(ア) 介護保険制度の理解及び施設を運営するにあたっての意欲が見られるか。

(イ) 管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか。

(ウ) 施設を維持・管理する上で、将来に対する問題点及び課題の把握とそれに対する考え方が適切か。

(エ) 施設を有効活用した事業が提案されているか。

(オ) サービス向上の提案として、地域や他の関連する事業所との連携や方策等が適切か。

(カ) 職員の雇用に関する考え方と配置に関する考え方が適切か。

(キ) 安全管理についての基本方針が適切であり、また緊急時の対応が計画されているか。

(ク) 個人情報の保護と情報公開の処置が計画されているか。

(ケ) 施設の貸借期間の管理及び安全確保に関する考え方が適切か。

(コ) 収支計画が適正に見込まれているか。

##### オ 選定結果の通知

結果通知発送日：令和2年6月10日（水）※予定です。

##### カ 仮契約の締結

選定結果通知後に仮契約を締結します。

※貸与物件の契約については、令和2年11月組合議会の議決により

本契約を締結します。

## 7 予定一覧

項目	日付・期間
申込期間	令和2年3月18日から令和2年4月30日まで
質問受付期間	令和2年3月18日から令和2年4月20日まで
公募説明会	令和2年4月23日
質問の最終回答日	令和2年4月27日
参加承認通知	令和2年5月20日
プレゼンテーション	令和2年6月 2日
選定結果の通知	令和2年6月10日

### 問合せ先

〒399-0704 塩尻市大字広丘郷原 1683 番地 1  
松塩筑木曾老人福祉施設組合事務局 管理課

電 話 0 2 6 3 - 5 3 - 5 0 0 0

F A X 0 2 6 3 - 5 3 - 5 0 0 1

E-mail aoihatojimukyoku@aoihato.jp